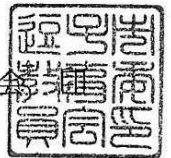




27 逗子市教育委員会諮問第1号
2015 年（平成 27 年）1 月 15 日

逗子市個人情報保護運営審議会
会 長 立 川 丈 夫 様

逗子市教育委員会



逗子市教育委員会が公共施設に設置する防犯カメラの管理運用事務に係る
個人情報の本人外収集及び本人通知の省略並びに利用及び提供について（諮問）

このことについて、逗子市個人情報保護条例第8条第3項第6号及び同条第4項並び
に同条例第10条第1項第4号及び第2項の規定に基づき、別添事案についてご審議い
ただきたく諮問いたします。

【事務担当】

教育部教育総務課
内線 507

(別 添)

担当所管名		教育委員会
事務の名称		公共施設に設置する防犯カメラの管理運用に係る事務
諮問の概要		教育委員会が公共施設に設置する防犯カメラにより、施設利用者等の顔面、容貌等を撮影し、その映像データの保管が行われる。 このことに係り、個人情報をも本人の同意なく収集すること、また、本人通知を省略することについて諮問するもの。
事務の目的及び 根拠法令等		公共施設における、利用者等の安全確保並びに犯罪の予防及び犯罪の抑止を目的とする。 根拠法令等：逗子市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱
対象となる個人の類型・ 対象者数		公共施設の利用者、職員等
第 8 条 関 係	本人以外から収集 する個人情報の内 容と収集先	公共施設内設置の防犯カメラにより撮影し映像データを保管することにより、施設利用者等の顔、容貌等の個人情報を収集する。なお、カメラの設置台数と撮影範囲は必要最小限とする。
	本人以外から収集 する必要性等	防犯カメラの設置、撮影及び映像データの保管は、犯罪を企図する者への心理的な抑制効果が期待され、公益上必要があると認められる。このため、施設利用者等の映像データを本人以外から収集する必要がある。
	本人通知	☐ 実施 ☒ 省略（理由：防犯カメラの設置目的が「利用者等の安全確保並びに犯罪の予防及び犯罪の抑止」であり、防犯カメラ設置施設であることを表示することで、本人に通知したものとみなすことができるため。）

個人情報保護条例第 10 条第 1 項第 4 号の規定に基づく類型諮問

個別類型：－1 刑事訴訟法第 197 条第 2 項に基づく照会

担当所管名	教育委員会防犯カメラ設置所管課
事務の名称	防犯カメラ設置・管理運用事業
類型の個別要件	防犯カメラが設置されている公共施設において刑法典に規定されている犯罪事案が発生し、被害届出が出されるなどにより発生した事案の確認を必要とする場合で、本委員会防犯カメラ映像データの提供を受けなければその事実確認できない場合。 発生日時、場所が特定され、被害内容などが具体的に示されている。
対象となる個人の類型	防犯カメラ映像データ
対象文書	防犯カメラ映像データ（記録媒体）（必要最低限の時間に限る）
利用・提供先	司法警察員、検察官、検察事務官
本人通知	省略：防犯カメラ画像データは、公共施設利用者等の不特定多数の者が映り込んでいるため、当該画像データからすべての個人を特定することが事実上困難であり、また、個人が特定できる場合であっても当該捜査の遂行上支障が生じるため。

目的外に利用・提供する理由

本件について、個別諮問である刑事訴訟法第 197 条第 2 項の規定に基づく（防犯カメラ映像データ）照会は、正当な請求権を有する司法警察員、検察官、検察事務官によるもので、各機関においては捜査に必要な情報の照会であり公共性が高く、取得した情報についても守秘義務が課せられていること。

また、本委員会の公共施設における発生事案を解決するために必要な捜査のための照会であり、その正当性、公益性は十分認められる。

さらに、目的外提供にかかる個人情報、本委員会の公共施設に設置された防犯カメラ映像データとしてしか存在せず、ほかに代替手段が想定し難いものであるため、その個人情報を提供することの必要性があると認められる。

よって今後は包括的な運用としたい。なお、本人通知を省略することについても同様の扱いとしたい。